

森法相不信任決議案

藤野議員の賛成討論（要旨）

日本共産党の藤野保史議員が27日の衆院本会議で行った、森雅子法相不信任決議案に対する賛成討論（要旨）は次の通りです。

たって立法府の意思が明確にされています。ところが森大臣は、東京高検検事長の定年延長をするために強引な解釈を行いました。

たって立法府の意思が明確にされています。ところが森大臣は、東京高検検事長の定年延長をするために強引な解釈を行いました。

検察官は公訴権を独自
し、総理大臣の訴追も行う

不信任の理由の第一は、森大臣が憲法に由来する、検察官の職務の特殊性を無視して、検察庁法の解釈をねじ曲げたことです。

検察官法は、定年について検察官は63歳と定めてい

ます。検察官に定年延長制度の適用がないことは、1949年、81年の2度にわ

重要なのは、検察官の職責の特殊性が憲法に由来することです。

重要なのは、検察官の職責の特殊性が憲法に由来することです。

重要なのは、検察官の職責の特殊性が憲法に由来することです。

戦前、治安維持法による弾圧、特高警察などによる人権侵害を二度と起こさないために、憲法に詳細な刑事手続きにおける人権保障規定が置かれ、その具体化として刑事訴訟法、検察庁法が位置づけられています。



賛成討論に立つ藤野保史議員

す。

ところが、法務省の文書は、大日本帝国憲法下の

「裁判所構成法」を持ち出

して、定年延長が正当化されるとしています。戦前は、天皇のもとに司法権が

ました。にもかかわらず、なぜ2月10日には「そんな議事録は知らない」と繰り返したのか。その後も答弁は二転三転し、「解釈変更の決裁は口頭だ」とまで言いました。

あり、検察もおかれ、三権分立がきわめて不十分でした。この法律を解釈変更の理由にするなど二重三重に成り立ちません。

森大臣は、2月10日の予算委員会で、「定年延長制度は検察官に適用されない」という、1981年の政府答弁について「知らないい」の答弁を5回も繰り返しました。

を強行したのです。三権分立、検察の独立を最も重んじなければならぬ法務大臣が、時の政権言いなりで検察への政治介入のお先棒を担ぐなど、到底許されません。

「政府の解釈はいつ変わったのか」と質問され、「1月17日には内閣法制局と相談した」「1月22日には人事院と相談した」と答弁し

憲法をゆがめ、虚偽答弁を繰り返す森大臣は、法務大臣として不適格であることを主張して討論とします。